

豊橋市監査公表第10号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、随時監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年12月24日

豊橋市監査委員	杉浦康夫
同	朝倉茂
同	尾林伸治
同	近藤修司

随時監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表 番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知 年月日
—	会計課	02-08	意見	支出命令において、債権者登録情報の内容に誤りがあるにもかかわらず支払がされていた事例が見受けられた。正当な債権者以外の者に支払うリスクを回避するためにも、支出命令の審査に当たっては、債権者情報の確認を徹底し、適正な事務処理をされたい。	支出命令の審査において債権者の誤りがないか確認を徹底するため、次のとおり審査体制を整えた。 一次・二次審査担当職員でチェックする際には、債権者氏名と口座名義人の齟齬がないか必ず二重チェックを行うようにし、また今回の事案を課全体で共有するとともに、支払審査の重要性を常に意識して事務処理にあたるよう職員に指導した。	R2. 12. 11